

行
財
政
改
革
推
進
計
画
書

Ver2

◆ 平成22年度～平成26年度

〈 えりも町 〉

目 次

★ 基本方針	1
★ 重点事項の設定	1
I 行政組織	2
II 財政運営	5
III 施策検討	7
IV 民間委託	11
V 事務改善	13

★ 基本方針

平成21年8月の衆議院議員選挙において自民党が大敗し、民主党を中心とした三党連立政権が誕生したことにより、地方を取り巻く状況も大きく変化しようとしている。与党のマニフェスト実現を目指した国の平成22年度予算については、収支において過大な財源不足を生じながら、後年次にさらに経費が急増するなど、地方財政にとっても大きな不安要素をかかえる状況となっている。

町では、厳しい財政状況の中にあって平成17年度～21年度の5年間にわたって、「行財政改革推進計画書Ver 1」に則り、職員数及び職員給の削減をはじめ、嘱託・臨時的職員の一括民間委託、収納対策の強化、町営施設の廃止及び有料化、補助金の縮減、事務改善等積極的に行財政改革に取り組んできたところであるが、未曾有の景気の悪化による税収減等で国や地方の財政状況が逼迫するなか、引き続き平成22年度以降の行財政改革の取組みを進めていかなければならない。

このため、現状の行財政改革の評価・再検討を行い、新たに「行財政改革推進計画書Ver 2」を策定し、町と町民が協働する中で自立したまちづくりを進めていくために行財政運営を推進していくものである。

策定期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

★ 重点事項の設定

行財政改革推進計画書Ver 1の5カ年計画では7つの重点項目を設定し、それぞれに改革項目を設定し実施してきた。

新たな5カ年計画では、前計画から継続実施すべき項目、新たな項目などを再検討のうえ設定し、その達成に向けて取り組むこととする。

行財政改革の基本方針に基づき、下記のとおり重点事項を設定する。

- I 行政組織
- II 財政運営
- III 施策検討
- IV 民間委託
- V 事務改善

I 行政組織

1 組織・機構の見直し

課・係の再編は前計画にて、分かりやすい整然とした名称で実施し、数も減じる方向で実施してきた。

今後は、平成22年度の大量退職とその後も数名の退職が継続しますが、現在の財政状況を考慮すると退職者の完全補充は難しいことから、住民サービスの低下を招かないよう、課・係の統合や業務の移管を検討、実施していくものとする。

2 職員定数と配置

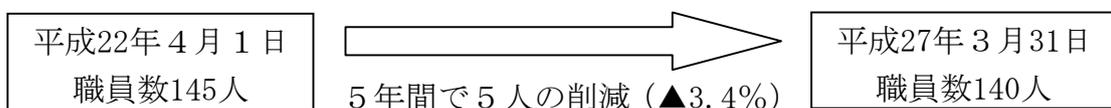
えりも町職員定数条例に定める職員の定数は、185人である。

町の職員については、平成16年度に、嘱託・臨時職員について一括民間委託による思い切った行財政改革を断行してきた。

その後も、職員の削減については行財政計画に沿って行われてきており、この5年間で160名から145名（平成22年4月現在の見込み。特別職3人と医師2人を除く。）▲9.4%の削減率となっている。

今後も下表の見込みのとおり退職者の補充を抑え、少数精鋭で対応するため、組織の効率的な運営について検討しながら行政サービスの低下に繋がらないよう適正な職員定数と職員配置に努める。

年度	前年度4月1日現在の人数	前年度退職者	新規採用者	4月1日現在の人数
22	144	▲3	4	145
23	145	▲9	6	142
24	142	▲3	2	141
25	141	▲2	2	141
26	141	▲3	2	140



注) 特別職3名、医師2名を除く。

3 職員資質の向上

逼迫する財政状況の下、退職者の完全補充ができないなか、効率的な組織運営と住民サービスの向上を図るため、職員一人ひとりの能力をより一層高め、これを最大限に活用する人材の育成の仕組みづくりを推進する。

また、近年、増加傾向にあるメンタルヘルス、いわゆる心の病を含む職員の健康管理について、その対応を検討し速やかに実施する。

4 新たな決裁権限の付与

管理職である「補佐」職は、職場によって係長を兼務しながら課長を補佐しているが、管理職であるにもかかわらず、与えられている決裁権限は一切ないことから、補佐職の決裁権限について検討する。

5 給与及び議員報酬

職員の給与改定は毎年度、人事院勧告どおり実施されているが、町が独自に実施している管理職手当の削減や期末手当の役職加算の運用停止を含め、今後の職員給のあり方については、引き続き、町の財政状況や他自治体の状況等も勘案して検討をする。

(1) 特別職給料及び期末手当支給率 (単位：万円)

区分	給料		期末手当		
	本則	H16.4～	本則	H15.4～H21.3	H21.4～
町長	82.0	75.0	4.15月	4.00月	3.65月
副町長	68.0	63.0	4.15月	4.30月	3.95月
教育長	62.0	58.5	4.15月	4.30月	3.95月

※期末手当の役職加算（15％）は、平成15年度より当分の間、適用しない。

(2) 議会議員報酬及び期末手当支給率 (単位：万円)

区分	月額報酬		期末手当		
	本則	H17.4～	本則	H15.4～H17.3	H17.4～H23.3
議長	28.0	25.0	3.00月	2.55月	2.00月
副議長	22.0	20.0	3.00月	2.55月	2.00月
委員長	21.0	19.5	3.00月	2.55月	2.00月
議員	20.0	19.0	3.00月	2.55月	2.00月

(3) 職員の諸手当 (単位：円)

区分	管理職手当			期末手当の役職加算		
		本則	H16.4～ 当分の間	職務の級	加算率	H16.4～ 当分の間
課長	6級	41,600	20,800	6級	15%	適用なし
	5級	39,700	19,850	5級	10%	
看護師長	4級	35,800	17,900	4級		
課長補佐	5級	31,700	13,868	3級	5%	
	4級	29,600	12,950			

実 施 計 画

○実施 ◆調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			22	23	24	25	26	
1	課・系の再編	行政需要と多様化するニーズに的確かつ迅速に対応できる、よりスリムで効率的な課、系の再編を検討する	◆	○	→	→	→	総務課
2	職員定数と配置	・事務の効率化を図り、それに基づく適正な職員の確保(退職者の2/3程度を採用) ・職員定数条例の整理	◆	→	→	→	→	総務課
3	人材育成基本方針の策定と職員の資質向上	人材育成基本方針の策定とメンタルヘルスに対する対応を検討する	○	→	→	→	→	総務課
4	人事評価制度の導入	職員の努力や勤務実績を反映するため、人事評価制度の導入を検討する	◆	◆	→	→	→	総務課
5	再任用制度の活用	定年前に培った知識と経験を生かし貢献してもらうため、再任用制度の活用について検討する	◆	◆	→	→	→	総務課
6	新たな決裁権限の付与	補佐職に新たに決裁権限を与えることを検討する	○	→	→	→	→	総務課
7	組織の効率的な運営体制の検討	少数精鋭で対応することを基本に組織の効率的な運営方法について検討する	→	→	→	→	→	総務課
8	各種委員の定数の改定	それぞれの改選期に定数削減をする	→	→	→	→	→	総務課
9	職員諸手当の見直し	管理職手当、期末勤勉手当の役職加算の運用停止その他諸手当について見直しを検討する	→	→	→	→	→	総務課
10	特別職の給料等の見直し	給料、期末手当の削減、役職加算の運用停止の見直しを検討する	→	→	→	→	→	総務課
11	議員報酬等の見直し	月額報酬及び期末手当について、見直しを検討する	→	→	→	→	→	議会事務局

II 財政運営

1 財政の健全化

ここ2～3年は小泉政権下の三位一体の改革の時期と比較して、地方交付税はある程度確保されているが、国の財政も困窮を極めており、早晚以前のような地方交付税の削減に向かうことは十分考えられるところである。

このようなことから、地方交付税が増えたとしても安易に消費することなく、引き続き行財政改革を通じてより一層の経費の節減に努め、財政の健全化を目指していくものとする。

また、職員に財政状況を把握させるため、毎年説明会を開催して職員の意識改革に努める。

2 収納対策の強化

町税などの滞納については、平成20年度末において約4億3千万円と未だに高額な未収入金がある。

それぞれの歳入担当課の連携による「歳入金対策委員会」において、収納状況の確認、その対応と検討をさらに強めて「新たな滞納」の抑止を図るとともに、コンビニ収納など納入できる窓口の増加に努め、収納サービス等の向上対策を構築する。

さらに、悪質な納税者や高額滞納者については、日高地方税滞納整理機構へ収納代行を依頼するなど外部収納機関の活用を図る。

3 新たな収入源の確保

自治体が所有する媒体を活用した有料広告事業は、すでに多くの自治体で導入し一定の成果を挙げていることから、町の新たな自主財源確保のため、有料広告など、新たな収入の確保について検討する。

4 中期建設事業計画

現在又は今後の財政状況を見据えれば、施設の整備においては大型の新築・改築事業については、当面これを慎まなければならない状況である。

現在保有する施設を最大限に活用することとし、維持修繕の繰り延べを避け、長期での使用が可能な工法での実施を検討すべきである。

5 特別会計の収支推計

特別会計に対する繰出金は、一般会計歳出の大きなウェイトを占めている。常に独立採算制を基本としながら、長期の収支に配意しなければならない。

特に、地方公営企業の事業数については、地方公営企業法非適用のものが2事業ある。一般会計と同様に、事業の効率化やサービスの向上を図るべく、民

間的経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどは、当然取り組むこととなる。

それぞれの事業において、社会経済情勢の変化を適切に捉え、より一層の経営の健全化を推進していくものである。

実 施 計 画

○実施 ◆調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			22	23	24	25	26	
1	歳入金対策委員会の運営	歳入担当課の連携により一層強め、「新たな滞納」を発生させないための仕組みの構築とその徹底を図る	→	→	→	→	→	税務課
2	収納対策の強化	コンビニ収納など新たな収納窓口を増やし、収納対策を検討する	◆	→	→	→	→	税務課
3	新たな収入源の確保	ホームページや広報紙、封筒などに広告を募集し、新たな収入源の確保について検討する	◆	○	→	→	→	行財政改革推進室
4	中期建設事業計画	公共事業による経済効果を考慮し、地域の活性化に向けた公共事業の実施計画を件とする	→	→	→	→	→	建設水道課
5	地方債の発行計画	元利償還金の増崇につながらないように地方債の発行限度額を設定する	→	→	→	→	→	総務課
6	特別会計の収支推計	常に独立採算制を基本としながら、長期の収支に配慮する	→	→	→	→	→	行財政改革推進室 各担当課
7	特別会計事業の健全化	繰出金のあり方を検証し、特別会計の健全化に向けた取組みを検討する	◆	→	→	→	→	行財政改革推進室 各担当課
8	下水道事業の休止	財政状況を考慮し、平成22年度より予定していた第2期工事は当面休止する	○					建設水道課
9	公共工事のコスト縮減	公共工事のコスト縮減に向けた対策をするとともに、国の動向や計画内容を踏まえた新たな計画の策定について検討する	◆	→	→	→	→	建設水道課

Ⅲ 施策検討

1 施策・事業・各種行催事の見直し

新たな時代の変化に伴い、複雑・多様化する町民のニーズに柔軟に対応する必要がある。現行の制度や施策に基づく事務事業については、単に恒常的に実施するだけではなく、公平を欠くもの、不合理であるもの、効果の希薄なものなどについて整理合理化を検討する。

また、町内の団体等と共催している事業については、運営主体を民間に移すことにより団体の活性化と行政のスリム化を図る。町が主催、後援している事業については、その規模、内容について再検討する。

2 町民との協働

魅力あるまちづくりや地場産業の振興には、行政と民間の各種団体や町民との連携がより不可欠であると考ええる。連携強化に向けて、積極的な情報公開と情報提供を進める。また町民との懇話によって、町民の行政に対する理解や幅広い意見を取り入れる仕組みを構築する。

地場製品の付加価値向上や観光産業との融合など、産業・経済・雇用、それぞれについて、共通の問題意識を持ち、町民層の知恵とパワーを結集して、町民と協働したまちづくりの実現を目指すこととする。

3 各種施設の管理運営

各施設については、それぞれの施設が提供する住民サービスの必要性やその効果、利用実態等を詳細に検討することが必要だと考える。

施設の有効活用に向け、老朽化が著しい施設も多いことから、用途の変更や改修、解体など公共施設のあるべき姿について検討する。

4 受益者負担の適正化

使用料及び手数料については、適正で公平な受益者負担の観点から、料金の妥当性については、一定期間ごとに精査し、必要な料金改定を検討する。また、「受益には適正な負担」の原則から減免措置を講じているものについては、その妥当性を検討して必要に応じて見直しを行うこととする。

5 少子高齢化への対応

今後のまちづくりを考えるうえで、人口の減少に歯止めをかけることは非常に重要だと考える。人口減少の要因は、自然減や社会減など複雑多岐にわたると考えられるが、子育て支援事業全体について、町としてどうあるべきかを検討する。例えば、地域住民と知恵を出し合い、地域で子供や年配者を見守れるような環境づくりについて検討する。

6 町有財産の売却及び有効活用

処分可能な町有財産を整理する。特に、町有地については、適正管理をするとともに、効率的な活用に努め、未利用地等については売却を図るとともに、活用方法に条件を付し、町税等の自主財源の確保にも努める。

7 各種会費・負担金の精査と検討

事業を実施するうえで真に必要であるか否かを十分検討して、必要でなければ脱会する措置が必要である。

特に協賛的な要素の強いものは、検討を要する。

8 各種団体補助の見直し

各種補助金については、現在まで予算編成時に事業内容や必要性などを検討しているところである。しかし、未だに繰越金が多い、同じような活動をする団体の整理が行われていないなど問題点が存在する。

担当課でのチェック体制を厳しくすることや、類似団体・目的を達成した団体等の整理を積極的に検討する必要がある。

9 事業費補助基準の検討

各種事業に対する補助金について、補助対象の範囲や補助率、繰越金の取扱など見直し検討する。

事業効果については、事業終了後、遅滞なく実施団体から実績報告書等を提出させその成果を客観的に評価する。

10 振興奨励補助金交付規則の改正

多様化する事務事業や様々な性質の補助金を現行の規則で、すべて運用するには無理が生じてきていると考える。交付申請から補助金交付決定、実績報告まで、時代に即した要綱等を検討する。

実 施 計 画

○実施 ◆調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			22	23	24	25	26	
1	各種施設利用料の有料化	各種施設利用料の有料化について検討する	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
2	手数料、負担金、使用料等の見直し	受益者負担の原則から保育料をはじめとする各種使用料等について検討する	◆	→	→	→	→	行財政改革推進室 各担当課
3	各種恒例的行催事の見直し	恒常的に実施するだけでなく、効果の希薄なものなどの見直しの徹底を図る。	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
4	職員住宅・教員住宅使用料の見直し	職員住宅・教員住宅使用料の改定について検討する	→	→	→	→	→	建設水道課 生涯学習課
5	海外実践研修旅行助成金	日程や内容等について検討する	→	→	→	→	→	えりも高校
6	スケートリンクの廃止	施設の廃止について検討する	→	→	→	→	→	生涯学習課
7	高齢者センターの見直し	今後の高齢者センターのあり方について検討する	◆	◆	◆	→	→	保健福祉課
8	地域集会施設の見直し	施設の統廃合等について検討する	○	◆	→	→	→	町民生活課
9	自立支援対策経費（介護保険適用除外者）	町独自の支援事業について、縮小・廃止等を検討する	→	→	→	→	→	保健福祉課
10	町民との協働	情報公開と情報提供、意見の集約ができるシステムの構築について検討する	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
11	少子高齢化への対応	学童保育、出産助成、医療費減免など保育、就学環境の充実を図る	→	→	→	→	→	町民生活課 保健福祉課 生涯学習課
12	町有財産の売却及び有効活用	町有地等の売却及び有効活用を検討する	→	→	→	→	→	建設水道課
13	各種会費・負担金の精査と検討	町村会義務外負担金以外の会費・負担金について検討する	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
14	各種団体補助の見直し	補助金の使途についての精査、補助団体、補助金額の審査方法について検討する	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
15	事業費補助基準の検討	事業終了後の精算、返還の仕組みの徹底、事業の性格に応じた補助基準の明文化	→	→	→	→	→	行財政改革推進室

実 施 計 画

○実施 ◆調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			22	23	24	25	26	
16	振興奨励補助金交付規則の改正	振興奨励補助金交付規則の改正、整備（申請、実績など諸様式の整備と統一を図る）	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
17	権限委譲の推進	委譲項目のうち、住民サービスの向上が図られる項目を優先して導入する。	◆	→	→	→	→	行財政改革推進室

IV 民間委託

1 各種業務の民間委託

直営か民間委託かの検討に当たっては、①一層のサービスの向上が図られること、②経費の節減が見込まれること、③地域経済の活性化に寄与することを基本的な考えとした。

平成16年度からは、大きく分けて車両運行業務、給食業務、施設管理業務、清掃業務の4つの業務について民間委託を行っている。委託業務の内容等については、毎年度調整を行っているが、さらなる業務委託の可能性についても随時検証を行うこととする。

なお、今後の職員削減の考えから、さらなる民間委託についても平成25年度までその対応を検討する。

2 指定管理者制度の導入

「公の施設」の管理に民間活力を積極的に活用することによって、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としているのが指定管理者制度である。当町においても実効性がある施設かどうか検証して、順次導入できるよう検討する。

3 し尿処理計画

し尿処理は、一部の区域を除いて今後も収集し処理することとなる。(本町・歌別地区の一部は下水道処理区域) 現在、収集や処理については、一部事務組合(日高東部衛生組合)の運営で行われてきている。

しかし、処理施設は老朽化し改築を考えなければならない時期にきている。新たな施設を建設する場合には事業費が高額と見込まれるため、他町についても、組合方式か単独方式かを検討している段階である。

当町としても、これからの動向を勘案しながらの結論が必要になってくる。

実 施 計 画

○実施 ◆調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			22	23	24	25	26	
1	各種業務の民間委託及び完全民間委託	これまでも各種民間委託を行ってきたが、さらなる一部民間委託や完全民間委託について検討する	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
2	指定管理者制度の導入	実効性のある施設か検証して順次導入できるよう検討する	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
3	し尿処理計画の策定	一部事務組合での運営が行われてきているが、施設の老朽化等もあり、組合方式か単独方式かを検討する	◆	◆	◆	→	→	町民生活課 建設水道課

V 事務改善

1 事務の効率化等の推進

事務処理の効率化・迅速化を図るため、各課業務の見直しを行い、電子化の積極的な導入を検討する。しかし、近年、情報漏えいやウイルス感染による様々なパソコンに関連するトラブルが発生するなかで、それに対応するべく時代に即した情報セキュリティポリシーの改正や物理的な対策としてサーバーのIDC（インターネット・データ・センター）運用などの導入を検討する。

また、経費節減や運用方法については、「職員提案制度」を導入してその意見等を随時検討、実施できる体制を構築する。

2 消費的経費の改善

経常的な経費や消耗的経費については、これまでも検討・改善に取り組んできたが、今後も可能な事項は速やかに実施に踏み切らなければならない。

不合理な事項、効率の思わしくない事柄など、その改善に向けて果敢に挑むよう職員の意識改革に努める。

3 公用車の削減と効率的運用

現在も運用の一元化によって効率的な運用が図られている。職務を遂行するために必要な車種と必要最小限の台数は確保すべきである。しかし、運用の一元管理及び車両管理の徹底、車種の統一などによって更なる効率化を検討する。

また、環境問題に配慮するため、新規の導入にあたってはハイブリット車などのエコカーの積極的な導入を図る。

4 エネルギー使用量の抑制

平成22年4月より、改正省エネ法が施行されることに伴い、国に対し、管理者の選任、中長期計画書の作成が求められることから、職員一丸となって、電力や燃料の抑制に努め、経費節減に努めながら計画に沿ったエネルギーの使用を抑制し環境にも配慮する。

実 施 計 画

○実施 ◆調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			22	23	24	25	26	
1	事務の効率化等の推進	電算化の積極的な導入とセキュリティ対策を強化する	◆	○	→	→	→	総務課
2	職員提案制度の導入	職員提案制度を導入して職員からの意見等を随時検討、実施できる体制を構築する	○	→	→	→	→	行財政改革推進室
3	消費的経費の改善	速やかに検討を行い、実施できるものから順次実施励行する	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
4	公用車の削減及び効果的運用	車種の配置状況を十分考慮して適切な台数の確保を図る	→	→	→	→	→	行財政改革推進室
5	エネルギー使用量の抑制	電力、燃料の使用を抑制し、経費節減と環境に配慮する	○	→	→	→	→	総務課